

学校法人ものつくり大学役員報酬等規程

【平成 13 年 3 月 16 日 国技規程第 10 号】

【平成 15 年 3 月 18 日 一部改正】

【平成 16 年 3 月 24 日 一部改正】

【平成 17 年 1 月 7 日 一部改正】

【平成 17 年 3 月 17 日 一部改正】

【平成 21 年 12 月 3 日 一部改正】

【平成 22 年 5 月 28 日 一部改正】

【平成 23 年 3 月 30 日 一部改正】

【平成 24 年 3 月 22 日 一部改正】

【平成 28 年 3 月 28 日 一部改正】

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人ものつくり大学（以下「学校法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(有給役員)

第 2 条 理事長、専務理事、常務理事、監事、理事であるものつくり大学総長、学長（以下「有給役員」という。）は有給とする。

(無給役員等)

第 3 条 前条に規定する理事以外の理事及び評議員は無給とする。

2 無給の理事及び評議員が会議の出席等学校法人の業務を行うことによって生じた実費は弁償するものとする。

(報酬の種類)

第 4 条 有給役員の報酬は、俸給及び通勤手当とする。

2 有給役員が学校法人の業務を行うことによって生じた実費の弁償は、報酬に含まれない。

(報酬の支払)

第 5 条 有給役員の報酬は、法令に基づきその報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を支払う。

(俸給の月額)

第 6 条 有給役員の俸給の年額は、別表に定める職務区分による額とし、月割りにして支給する。

(通勤手当の月額)

第 7 条 通勤手当は、通勤のため交通機関等を使用することを常例とする有給役員に支給するものとし、その月額は、別に定めるところにより算出したその者の 1 箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が 100,000 円を超えるときは、100,000 円とする。

(俸給・通勤手当の支給日)

第 8 条 俸給及び通勤手当は、月の 1 日から末日までの期間につき、その月額をその月の 16 日に支給する。ただし、その日が学校法人の休日又は金融機関の休業日（以下「休日等」という。）に当たるときは、別に定めるところによる。

(監事の報酬)

第 9 条 監事の報酬は、第 6 条により支払うものとする。

2 学校法人の業務を行うことによって生じた実費は弁償するものとする。

(退職金)

第 10 条 有給役員及び無給役員等には、退職金を支給しない。

(実施細則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 12 条 この規程の改正は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 役員報酬等規程第 6 条に定める有給役員の俸給の年額を別表 1 及び 2 のとおり改正する。

2 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 役員報酬等規程第 6 条に定める有給役員の俸給の年額を別表 1 及び 2 のとおり改正す

る。

2 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 7 日から施行し、平成 16 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

1 役員報酬等規程第 6 条に定める有給役員の俸給の年額を別表 1 及び 2 のとおり改正する。

2 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

1 役員報酬等規程第 6 条に定める有給役員の年額を別表のとおり改正する。

2 役員報酬等規程第 9 条に定める 1 日の執務に付き支払う監事報酬の額を 50,000 円から 30,000 円に改正する。

3 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別 表（第6条関係）

有給役員の俸給の年額

職務区分	俸給の年額
理 事 長	3,000 千円
総 長	3,000 千円
学 長	14,175 千円
専 務 理 事	13,288 千円
常 務 理 事	12,252 千円
監 事	900 千円

（注）学長の俸給額には、教育職員としての給与を含むものとする。